

令和3年10月1日

北本市スポーツ少年団
関係者各位

北本市スポーツ少年団
本部長 小澤 修次

緊急事態宣言解除におけるスポーツ少年団活動について

平素より、北本市スポーツ少年団活動に特段のご配慮をいただき厚く御礼申し上げます。
さて、国の緊急事態宣言解除を受け、県の段階的緩和措置や市内中学校の部活動の方針、市の教育委員会との協議を踏まえ、今後の活動方針について検討をしました。

検討の結果、下記の通り段階的に規制を緩和して参りますので、各団の皆様方にご報告を致します。再度の感染拡大を防ぎ、一日も早い通常活動に戻すため、皆様のご協力の程、宜しくお願い致します。

記

《 期 間 》

令和3年10月1日（金）から10月17日（日）まで

《 活動内容 》

- ・ 活動は3日/週までとし（土日含めて）、1日の活動時間は3時間まで（集合～解散まで）。
- ・ 練習試合・合同練習・体験会は当面の間禁止とする。
- ・ 地方大会等の各種大会は、主催者側の大会要項に従う。
- ・ 各部会主催の交流大会は、事前に大会要項を事務局に提出した上で可否の判断を仰ぐこと。

《 安全・安心な活動について（必ず守ってください！！） 》

- ・ 参加者名簿の作成や健康観察を徹底し、体調不良の場合の練習参加は認めない。
- ・ 活動中以外は、マスクの着用を徹底する（特に、指導者は常時マスクの着用を徹底する）。
- ・ こまめな手洗い、うがい、アルコール消毒を行う（併せてこまめな休憩と水分補給の実施）。
- ・ 屋内施設を利用する場合は、窓を全開にするなど、換気に十分配慮すること。
- ・ 活動の実施にあたっては、保護者を含む母集団への理解を求め、不参加の団員がいる場合でも不利益をあたえない。
- ・ 使用後の施設のアルコール消毒清掃をお願い致します。

【注意】

- ・ 新型コロナウイルスの感染症拡大状況によっては、制限内容が変更になる場合がありますので、予めご了承ください。
- ・ 参加者から感染者が出た場合は、速やかに事務局に連絡をお願い致します。

事務局： 北本市教育委員会生涯学習課
生涯スポーツ・オリパラ担当
電 話： 594-5568